

令和6年度第12回三春町農業委員会議事録

- 1 令和7年3月17日（月）午後3時20分より三春町役場2階大会議室において令和6年度第12回三春町農業委員会を開催した。

- 2 出席委員 12名

1番 増子 弘子	2番 山口 陽一	3番 渡邊 重吉
4番 大内 将	5番 加藤 不二夫	6番 影山 忠夫
8番 門馬 稔治	9番 小林 孝	10番 新田 俊男
11番 大津 早苗	12番 本田 儀勇	13番 橋本 正亀

- 3 欠席委員

7番 内藤 保次

- 5 事務局からの出席者 3名

事務局長：遠藤 晃
事務局次長：近内信二
事務局主事：志賀瑞樹

- 6 審議案件

議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第38号 三春町農用地利用集積計画について

- 7 事務局より、農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第3項の規定により過半数が出席したので会議は成立したことを告げた。

- 8 議長指名により議事録署名人を選任した。

11番 大津 早苗 委員 12番 本田 儀勇 委員

8 議事

事務局長： それでは、議事に入ります。

会長の議長でよろしくお願いいたします。

議案第 37 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議 長： 「議案第 37 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。

はじめに、No1 について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
場所は、御木沢小学校から北西へ 50 m のところです。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした 12 番本田委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 12 番 本 田 儀 勇 委員、現地調査報告

委 員： 3 月 12 日午後 3 時から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、草刈り等が適正に行われ適正に管理されていることから、許可することに異議はないものと認められます。
以上、現地調査の報告いたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

議 長： ほかに質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この案件について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長： 続いて、No2 について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請により、農地の賃借権を設定しようとするものです。
場所は、滝地区内滝桜から南西へ 300 m のところと、北へ 200 m のところです。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした 2 番山口委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 2 番 山 口 陽 一 委員、現地調査報告

委 員： 3 月 1 2 日午前 1 0 時から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地は、草刈り等が行われ現在も作付されている様子であり適正に管理されていることから、許可することに異議はないものと認められます。

以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

6 番委員： 建設会社が借り受けるということで、今回は現在も滝地区の田んぼを間違いなく耕作しているので問題ありませんが、今後はこのようなケースの際は、判断材料として営農計画や持っている機械等も議案書に添付いただくようお願いします。

事務局： ご意見のとおり、次からは添付したいと思います。

議 長： ほかに質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この案件について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長： 続いて、No 3 について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請により、農地の賃借権を設定しようとするものです。

場所は、滝地区内滝桜から北東へ 4 0 0 m のところと、南西へ 3 0 0 m のところです。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした 2 番山口委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 2 番 山 口 陽 一 委員、現地調査報告

委 員： 3 月 1 2 日午前 1 0 時 1 0 分から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地は、草刈り等が行われ現在も作付されている様子であり適正に管理されていることから、許可することに異議はないものと認められます。

以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

議 長： ほかに質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし
議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この案件について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長： 続いて、No 4 について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
場所は、富沢地内富沢商店の北側のところです。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした 1 番増子委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 1 番 増 子 弘 子 委員、現地調査報告

委 員： 3 月 1 4 日午前 1 0 時から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、2 m 程度の雑草が生えておりましたが、今後は草刈り等を行い適正に管理することから許可することに異議はないものと思われます。
以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

議 長： ほかに質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし
議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この案件について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり許可することに決定いたします。

議案第 3 8 号 三春町農用地利用集積計画について

議 長： 「議案第 3 8 号 三春町農用地利用集積計画について」を議題とします。

それでは事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、町長から農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定に基づき諮問があったので、審議するものです。

事務局： (議案朗読)

議 長： ただいまの、事務局からの説明について質問・意見はございませんか。

4 番委員： 農業用施設用地とのことですが、ヤギ小屋などは建設できるのですか。

事務局： 200㎡未満の農業経営上必要不可欠なものであれば、(トイレ、休憩所、着替える場所、飼育小屋) 転用の許可なく設置可能です。

4 番委員： 浄化槽を設置してもよいのですか。

事務局： 必要なものですので大丈夫です。

議 長： ほかに質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし。

議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、異議なしとすることに異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、異議なしとすることに決定いたします。

議 長： 本日の審議案件は以上でありますので、第12回三春町農業委員会の議事を終了いたします。

10 令和6年度第12回三春町農業委員会を午後3時50分に閉会した。

本議事録を作成し、ここに相違ないことを認め署名する。

議 長

11 番委員

12 番委員